

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十四条まで（現行のとおり） （特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十五条（現行のとおり）</p> <p>一から九まで（現行のとおり）</p> <p>十 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百十七号。以下「漁港漁場整備法」という。）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>十一から百二まで（現行のとおり）</p> <p>第二十六条から第六十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p> <p>別表第五（第五十八条の二関係）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>（一）（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十四条まで（略） （特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>一から九まで（略）</p> <p>十 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>十一から百二まで（略）</p> <p>第二十六条から第六十九条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第四まで（略）</p> <p>別表第五（第五十八条の二関係）</p> <p>一（略）</p> <p>（一）（略）</p>

(二) 宿泊施設

名称		種別	単位	使用料	
東京都立大 島公園海の ふるさと村	セントラル ロッジ	一般	一人	四千五	
		小学生及び中学生	一泊	百円	
		学齢に達しない者（一 ベッド使用の場合）		三千六 百円	
	キャンプ場	（現行のと おり）	（現行の とおり）	（現 行の と お り）	（現行 のと お り）
					（現行 のと お り）
		（現行のと おり）	（現行の とおり）	（現行 のと お り）	（現行 のと お り）

二（現行のとおり）

別記第一号様式から第五十二号様式まで（現行のとおり）

(二) 宿泊施設

名称		種別	単位	使用料	
東京都立大 島公園海の ふるさと村	セントラル ロッジ	一般	一人	二千円	
		小学生及び中学生	一泊	千六百 円	
		学齢に達しない者（一 ベッド使用の場合）		八百円	
	キャンプ場	（略）	（略）	（略）	（略）
					（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）

二（略）

別記第一号様式から第五十二号様式まで（略）